

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第十一（第百二十条の十五関係）

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十六年三月	四千四百七十万円
平成二十七年三月	四千三百八十七万円
平成二十八年三月	四千三百六万円
平成二十九年三月	四千二百六十八万円
平成三十年三月	四千二百四十五万円
平成三十一年三月	四千二百七十八万円
令和二年三月	四千三百一万円
令和三年三月	四千三百五万円
令和四年三月	四千三百三十八万円

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円

現行

別表第十一（第百二十条の十五関係）

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十五年三月	四千六百三万円
平成二十六年三月	四千四百七十万円
平成二十七年三月	四千三百八十七万円
平成二十八年三月	四千三百六万円
平成二十九年三月	四千二百六十八万円
平成三十年三月	四千二百四十五万円
平成三十一年三月	四千二百七十八万円
令和二年三月	四千三百一万円
令和三年三月	四千三百五万円

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円

令和四年三月

九百一十万円

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円
令和四年三月	九百十万円

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円